

第 1 章 総説

1.1 計画の背景

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海と貴重な野生生物が数多く生息する緑豊かな島々から構成され、固有の自然環境を有している。本県の発展はこれら自然からの恩恵に支えられ、独自の伝統文化が育まれてきた。

沿岸域では、発達したサンゴ礁により礁池が形成され、多くの海洋生物のすみかとなっているほか、豊かな生物相を形成する海草藻場や干潟が広がり、こうした海域環境は県民生活、水産業や観光業等にとっても大きな財産である。また、県土を構成する亜熱帯地域特有の赤土等は、パインアップルやサトウキビ等農産物の生産を支える耕土であり、やちむん等工芸品の原料としても生産を支えるなど、県民にとって重要な財産である。

本県では、昭和 20 年(1945 年)の終戦以降、米軍基地建設等の大規模造成、演習場に関連する裸地の出現や農地の拡大、さらに昭和 47 年(1972 年)の日本復帰・県政発足とともに、大規模な公共工事、民間リゾート開発が相次ぎ、大量に流出した赤土等が河口域に隣接するサンゴ礁海域に流入し、海域環境に大きなダメージを与えた。

これら本県にとって大切な財産を守るため、赤土等流出防止対策と経済活動が調和した持続可能な海洋共生社会の構築が求められる。

県は、海域環境に大きなダメージを与えるような赤土汚染の解決のため、平成 6 年(1994 年)に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定し、赤土等流出防止対策に取り組んできた。条例の制定により開発現場での赤土等流出防止対策が徹底されたことにより赤土等の流出量は大幅に削減された。

一方、農地については、畑面の勾配抑制や排水路、沈砂池の整備、グリーンベルト等の流出防止の取組の普及により赤土等の流出量は減少しているものの、本県は小規模農家が多く、多額な費用がかかる土木の対策は農家個人で実施することが困難である。また、営農的対策については、営農行為を行いながら長期にわたって継続的に実施する必要があり、その実効性を十分に確保することが困難であるため、農地でのこれら十分な対策が進まず、県全体の赤土等流出量に占める農地からの流出割合は高くなった。

そのため、赤土等の流出防止対策の総合的・計画的な実施を目的に、平成 25 年(2013 年)に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」(以下「旧基本計画」という。)を策定した。旧基本計画では、海域に環境保全目標を、陸域に流出削減目標量を設定し、関係機関及び県民が目指すべき目標を共有することで、目標達成に向け関係機関及び県民が連携して取り組む赤土等流出防止対策を推進した。この旧基本計画において採用した環境保全目標と流出削減目標の設定は、陸域と海域とのつながりを考慮した考え方である。

旧基本計画に基づき様々な対策が実施され、特に、農地におけるグリーンベルトやマルチング等の営農的対策は、地域の流出防止協議会や NPO 等団体による活動により確実に進展がみられた。その結果、課題であった農地からの赤土等流出量の削減が進み、

多くの海域で赤土等堆積状況の改善が確認され、さらに複数の海域では赤土等堆積状況の改善に伴い、海域生物の生育・生息状況に改善がみられた。

また、旧基本計画に基づく取組の結果、様々な主体間(行政機関(県、市町村等)、農家、NPO、県民等)の連携や協働による流出防止対策の取組が行われるようになったことも成果の一つである。

ただ、令和3年度に終期を迎えた旧基本計画の最終評価の結果、未だ環境保全目標及び流出削減目標量を達成していない監視地域があり、依然として赤土等堆積状況の改善が求められる海域も残されている。

以上のことから、引き続き農地を主な対象として地域ごとの赤土等の流出要因に応じた対策の実施や、これまで実施してきた対策や既存の流出防止施設の維持管理を行うとともに、流出防止に関する調査研究などを進めることで流出防止対策を強化し、これまで以上に赤土等の流出量を削減することが求められている。

そこで、新たな目指すべき目標を共有し、目標達成に向け関係機関及び県民が連携した総合的、計画的な赤土等流出防止対策を推進する新たな基本計画を策定する。

1.2 計画の目的

赤土等の流出防止対策の総合的・計画的な推進をもって、赤土等の流出による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、沿岸域における赤土等堆積による生態系への影響を改善することにより、良好な生活環境の確保を目的とする。

本計画では、令和3年度に終期を迎えた旧基本計画の最終評価で示された課題の解決に向けて、より効果的な取組の推進を目指す。

1.3 計画の位置付け

1.3.1 「沖縄21世紀ビジョン」・「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」との関連性

本計画は、本県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」及び総合的な基本計画である「新・沖縄世紀ビジョン基本計画(令和4年5月策定)」の方向性と整合を図りながら、赤土等流出防止対策を具体的に推進するものである。

特に、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本施策の「持続可能な海洋共生社会の構築(海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献)」の施策の1つである「赤土等流出防止に向けた総合対策」や、基本施策の「亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興」の施策の1つである「環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進」に示された地域や住民と一体となった農地に対する総合的な赤土等流出防止対策の推進などとの整合を図る(図 1-1)。

【参考】「沖縄21世紀ビジョン」と「SDGs(持続可能な開発目標)」

SDGsは、2015年「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標であり、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととされているものである。

県民全体で共有する沖縄の2030年を目途とする将来像である「沖縄21世紀ビジョン」の基本理念及び将来像は、SDGsの基本理念や17の目標と重なることが多いことから、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」で定める施策等を推進することは、SDGsの推進に寄与する。

1.3.2 「第3次沖縄県環境基本計画」との関連性

「第3次沖縄県環境基本計画」は、環境基本法や沖縄県環境基本条例を根拠とし、「沖縄21世紀ビジョン」や「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を、環境の面から推進する役割を担う基本計画である。「第3次沖縄県環境基本計画」では基本目標の一つとして「自然環境の保全・再生及び安全・安心な生活環境の実現」が挙げられ、その中の基本施策の一つとして「赤土等流出の防止」が挙げられている。

本計画は「第3次沖縄県環境基本計画」のうち、基本施策「赤土等流出の防止」の内容を反映しており、その詳細を定めたものとしても位置づけられる(図 1-1)。

1.3.3 その他

その他、国(環境省)にて策定された「サンゴ礁生態系保全行動計画(令和4年3月策定)」や「気候変動適応計画(令和3年10月変更)」、沖縄県が策定した「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画)(令和3年3月策定)」、「新・沖縄21世紀農林水産業振興計画(令和4年12月策定)」や「生物多様性おきなわ戦略(平成25

年3月策定)」などの他計画と連携し、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に
する島」の実現に向けて、赤土等の流出防止対策を推進する(図 1-1)。

なお「気候変動適応計画」では、基本戦略の一つとして「地域の実情に応じた気候
変動適応を推進する」としており、自然生態系を対象とした「基本的な施策」として、「気候
変動以外のストレスの低減に引き続き取り組み、健全な生態系の保全に努める」こととなっ
ている。本計画に基づく赤土等流出防止対策の推進は気候変動に対する適応策にもなる。

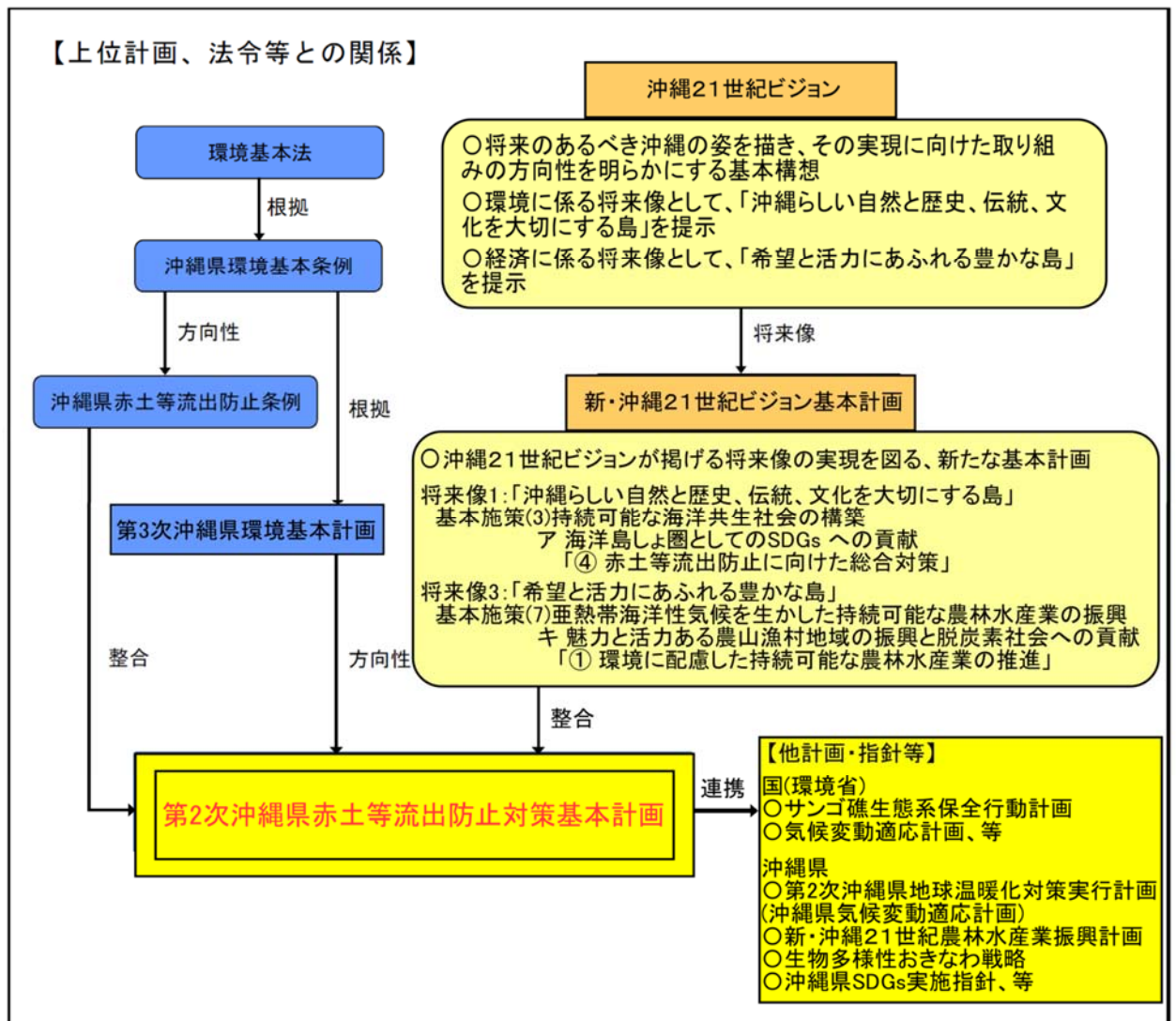


図 1-1 上位計画、法令等との関係図

1.4 計画の基本方針

本計画は、沖縄県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」や「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び上位計画にあたる「第3次沖縄県環境基本計画」等の方針に沿って、赤土等流出防止対策を推進する。

「沖縄21世紀ビジョン」に示す将来像の一つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を目指すための基本施策である「持続可能な海洋共生社会の構築」のため、赤土等流出防止対策を推進し、サンゴ礁や沿岸域の清浄な環境を保全する必要があることから、本計画では、赤土等流出防止対策を推進するための4つの基本方針を定めた上で、各方針に沿った施策を策定する。

本計画における基本方針と施策について表 1-1 に示し、各基本方針の概要及び関連するSDGsの目標について図 1-2、図 1-3 に示した。

なお、基本方針に基づいた施策については、「第4章 施策の推進」にて詳述する。

表 1-1 目指すべき将来像、基本方針、施策

【目指すべき将来像】 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島(沖縄21世紀ビジョンより)	
基本方針Ⅰ 農地からの赤土等流出防止対策の強化	施策
	①総合的な流出防止対策の実施
	②地域主体の赤土等流出防止体制の構築
	③赤土等流出防止対策施設等の機能維持
	④農地における対策の普及・啓発
基本方針Ⅱ 開発事業からの赤土等流出防止の徹底	施策
	①開発事業における対策の徹底
	②開発事業における赤土等流出防止対策の普及・啓発
基本方針Ⅲ 協働取組の推進と普及・啓発	施策
	①対策活動ネットワークの形成
	②赤土等流出問題に対する理解形成
	③県民への情報発信
基本方針Ⅳ 赤土等流出防止対策に係る調査・研究	施策
	①赤土等流出状況及び影響の把握
	②赤土等流出防止技術の開発及び普及

基本方針Ⅰ：農地からの赤土等流出防止対策の強化

農地面積は県土に占める割合が森林に次いで大きく、赤土等の流出源としての割合も大きくなることから、赤土等流出防止対策を進展させるためには、農地における赤土等流出防止対策の強化が重要となります。

本計画では、農地における赤土等流出防止対策の強化を図るための施策として、総合的な流出防止対策の実施や地域主体の赤土等流出防止体制の構築、赤土等流出防止施設等の機能維持、農地における対策の普及・啓発に取り組むこととしています。

この4つの施策は、SDGsの目標である持続可能な農業の促進、様々な手段による水質の改善、水にかかわる生態系の保護、海洋・海洋資源を保全、土壌の劣化の阻止、陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復などにもつながります。

関連するSDGsの目標



基本方針Ⅱ：開発事業からの赤土等流出防止の徹底

開発事業からの赤土等流出量は、沖縄県赤土等流出防止条例の制定により、大幅に削減されました。

引き続き開発事業からの赤土等流出防止対策を図るためには、事業者や施工者等による条例に基づく赤土等流出防止対策の徹底が求められます。

本計画では、開発事業からの赤土等流出防止の徹底を図るための施策として、開発事業における対策の徹底や赤土等流出防止対策の普及・啓発に取り組むこととしています。

この2つの施策は、SDGsの目標である様々な手段による水質の改善、水にかかわる生態系の保護、環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上、持続可能な生産消費体制の確保、海洋・海洋資源を保全、陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復などにもつながります。

関連するSDGsの目標



基本方針Ⅲ：協働取組の推進と普及・啓発

赤土等の流出は、沿岸域のサンゴ礁生態系等にダメージを与え、水産業や観光業など広範囲に影響を及ぼすことから、各主体の協働取組と県民一人ひとりが、赤土等流出問題やそれぞれの役割について理解し、問題解決に向けた行動をとることが求められます。

本計画では、協働取組の推進と普及・啓発を図るための施策として、対策活動ネットワークの形成、赤土等流出問題に対する理解形成、県民への情報発信に取り組むこととしています。

この3つの施策は、SDGsの目標である様々な手段による水質の改善、水にかかわる生態系の保護、持続可能な生産消費体制の確保、海洋・海洋資源を保全、土壌の劣化の阻止、陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復、対策に係るパートナーシップの活性化などにもつながります。

関連するSDGsの目標



図 1-2 基本方針と関連するSDGsの目標(1/2)

基本方針Ⅳ：赤土等流出防止対策に係る調査・研究

赤土等流出問題は、地形、土壌の性質、サンゴ礁の発達、気象条件などが関係する、本県特有の課題であることから、赤土等流出防止対策に係る調査・研究の取組が求められます。

本計画では、赤土等流出防止対策に係る調査・研究を推進する施策として赤土等流出状況及び影響の把握、赤土等流出防止技術の開発及び普及に取り組むこととしています。

この2つの施策は、SDGsの目標である様々な手段による水質の改善、水にかかわる生態系の保護、持続可能な生産消費体制の確保、海洋・海洋資源を保全、土壌の劣化の阻止、陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・回復、対策に係るパートナーシップの活性化などにもつながります。

関連するSDGsの目標



【参考】SDGs 17のゴール

- ゴール1: あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ゴール2: 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ゴール3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- ゴール4: すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- ゴール5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ゴール6: すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ゴール7: すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ゴール8: 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- ゴール9: 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ゴール10: 各国内及び各国間の不平等を是正する
- ゴール11: 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール12: 持続可能な生産消費形態を確保する
- ゴール13: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ゴール14: 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ゴール15: 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ゴール16: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ゴール17: 持続可能な開発のための実施手順を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

図 1-3 基本方針と関連するSDGsの目標(2/2)

1.5 計画の期間

本計画の対象期間は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき令和5年度から令和13年度までの9年間とし、最終年次にあたる令和13年度を目標年次とし、目標の達成を目指す。

1.6 計画の対象地域

本計画の対象地域は、離島を含めた沖縄県内全域とする。ただし、本計画は人間活動に伴う赤土等の流出を対象としていることから有人島のみを対象とする(図1-4)。

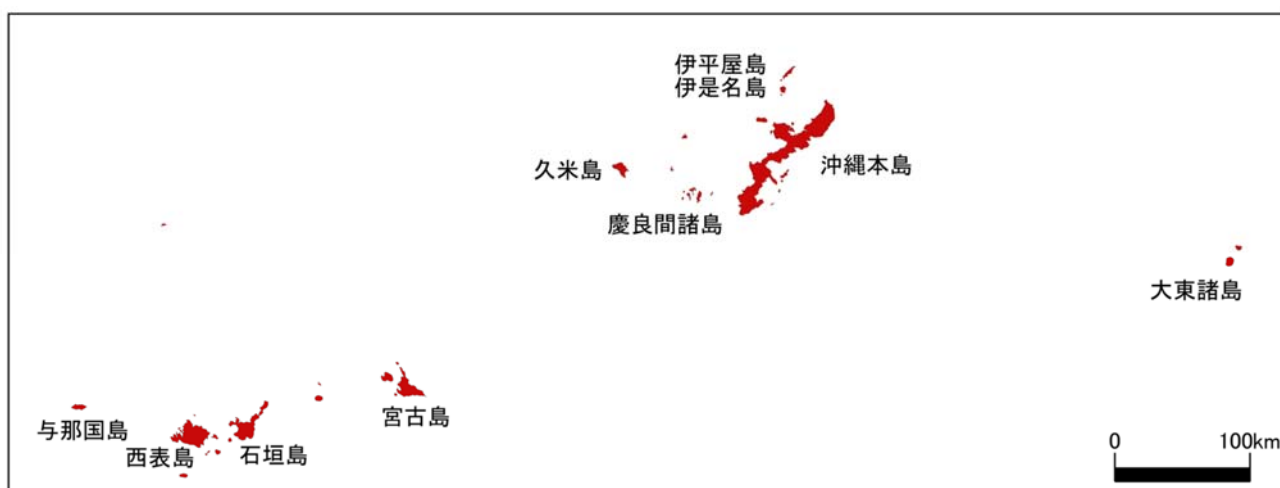


図 1-4 本計画対象地域(沖縄県内全域)